

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に當り  
たるときは、その翌日)

## 目次

- ◇ 規 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
- ◇ 示 昭和四十六年度第四次自衛官募集  
選挙管理委員会の招集
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 保安林予定森林にする旨の通知
- 解除予定の保安林にする旨の通知
- 〃
- 〃
- 臨時種畜検査の実施
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 土地改良事業の認可
- 〃

### ◇ 地労委告示

地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱及び解任

土地の用途廃止  
土地の立入りの通知

〃 〃 〃

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

「第一款 土木出張所(第一百五十五条・第一百五十六条)

第二款 空港(第一百五十六条の二・第一百五十六条の三)

第三款 都市開発事務所(第一百五十六条の四・第一百五十六

条の五) を

第四款 治水ダム建設事務所(第一百五十六条の六―第一百五

十六条の八)

を

「第一款 土木出張所（第一百五十五条・第一百五十六条）

第一款の二 駐車場（第一百五十六条の二・第一百五十六条の三）

第二款 空港（第一百五十六条の四・第一百五十六条の五）

第三款 都市開発事務所（第一百五十六条の六・第一百五十六条 に改める。

の七）

第四款 治水ダム建設事務所（第一百五十六条の八―第一百五十

六条の十）

第十八条の表中

鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和三十  
六年四月鳥取県条例第十二号）第一条及び  
第二条の規定による農林水産業の基本施策  
についての調査審議及び答申に関する事務

農政企画課

鳥取県農業振興審議会設置条例（昭和三十  
六年四月鳥取県条例第十二号）第一条及び  
第二条の規定による農林水産業の基本施策  
についての調査審議及び答申に関する事務

鳥取県卸売市場審議会設置条例（昭和四十  
六年十二月鳥取県条例第四十八号）第一条  
の規定による鳥取県卸売市場整備計画に関  
する事項その他卸売市場に関する重要事項  
の調査審議に関する事務

農政企画課

改める。

第一百五十六条の八を第一百五十六条の十とし、第一百五十六条の二から第百五十六條の七までを二条ずつ繰り下げ、第四章第六節第一款の次に次の一款を加える。

第一款の二 駐車場

（名称及び位置）

第一百五十六条の二 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号）第二条の規定により設置された駐車場の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県営万能町駐車場	米 子 市

（分掌事務）

第一百五十六条の三 駐車場は、自動車の保管に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

鳥取県告示第一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条及び第一百七十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和四十六年度第四次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試

試験場を、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

昭和四十七年三月三十一日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日、

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第二号

昭和四十七年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一日時 昭和四十七年一月十二日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

鳥取県告示三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩 井 医 院	鳥取市朝月字下島 一三の三	昭和四十六年十二月二十五日
北 村 医 院	湯所町二丁目 二〇五の一	十六日
伊藤内科医院	米子市上福原 一、五〇九	二十五日
医療法人 野島病院	倉吉市瀬崎町 二、七一四の一	二十八日

岡 医 院	岩美郡福部村大字海士 四七一の一	〃	〃
ますや薬局	米子市東倉吉町 一二五の一	〃	〃
小 松 医 院	鳥取市今町一丁目 一二八	昭和四十七年一月一日	〃
生 田 医 院	日野郡江府町大字武庫 四四六の二	〃	二十八日
北村医院分院	岩美郡岩美町大字浦富 一七四六	〃	十六日
松 村 医 院	〃 葵町七三一	〃	二十六日

鳥取県告示第四号

次の保安林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市河内字安蔵一四六一の一三、一四六一の一四、一四六一の一五、一四六一の一六、一四六一の一七、一四六一の一八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字大父字三ノ谷一〇二五一一、大字山川字勝田川頭東平八〇八一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字吉田屋敷上一五五二一八、一五五二一三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字河合谷九五六一二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査場所	家畜の種類
第一次 二月五日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	肉用牛
第二次 二月八日 午前十時から		

鳥取県告示第九号

昭和四十六年十二月八日付で岸本町長から申請のあった土地改良(小林地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第十号

昭和四十六年十二月十日付で日南町長から申請のあつた土地改良(中石見地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第十一号

昭和四十六年十二月二十五日付で米子市町から申請のあつた土地改良(富益地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第十二号

昭和四十六年十二月十一日付で米子市長から申請のあつた土地改良(車尾地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十三号

昭和四十六年十二月十日付で日南町長から申請のあつた土地改良（神福地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年一月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（小河内地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十五号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（下谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十六号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良（石塚地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十七号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(尾際地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十八号

船岡町長から申請のあつた町営土地改良(西谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年一月五日から用途廃止した。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面)積 (平方メートル)	用途
鳥取市滝山字越塚ノ上四一七番地先	一八・三二	道路敷
鳥取市滝山字越塚ノ上四二二ノ二番地先	五七・八八	道路敷
鳥取市滝山字越塚ノ上四一六番地先	二五・一四	道路敷
鳥取市滝山字越塚ノ下四四三番地先	三・五七	道路敷
鳥取市滝山字越塚ノ上四二二ノ二番地先から同市滝山字越塚ノ下四四三番地先まで	一〇七・二〇	水路敷

鳥取県告示第二十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 一級河川千代川改修工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡用瀬町大字別府字吹出、字ジャクロ、字角方、字濱山、字梅ヶ瀬及び字八幡前地内
- 四 立ち入ろうとする期間



昭和四十七年一月十一日から昭和四十七年七月三十一日まで

### 地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

一 委嘱

氏 名	藤 井 敏 郎
生 年 月 日	大 一、一〇、六
住 所	米子市皆生二〇九三
職 業	株式会社 山陰放送取締役 鳥取県地方労働委員会委員
電 話 番 号	会社 (米子) 三一二一一 自宅 (米子) 二一六〇五三
経 験 及 び 閲 歴	株式会社 山陰放送総務部長

二 解任

松 田 正 雄

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十六年十二月十六日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月十一日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫